

16 競争政策

川島富士雄*

I. 概要

1. 競争政策章

A) 競争法令、競争当局及び反競争的な事業行為 (16.1 条) →附 16A (ブルネイ経過規定)

各締約国は、経済効率及び消費者厚生を促進する目的で、反競争的な事業行為を禁止する競争法令を制定し、又は維持し、かつ、同行為に関し適切な措置をとる (16.1 条 1)。各締約国は自国の領域内のすべての商業的活動に競争法令を適用するよう努める。しかし、各締約国は透明性を有し、かつ公共政策又は公共利益の理由に基づく場合には、適用除外を規定することができる (16.1 条 2)。各締約国は競争法令の執行に責任を持つ当局 (以下「競争当局」という。) を維持する (16.1 条 3)。各締約国は、16.1 条 1 に規定する目的に従い行動すること、及び国籍に基づく差別を行わないことが競争当局の執行政策であると定める (同) *等。

B) 競争法令の執行における手続の公正な実施 (16.2 条) *→附 16A (ブルネイ経過規定)

各締約国は、競争法令の違反を理由に制裁を課し、又は是正措置をとる前に、その対象となる者に対し、自己の防御として陳述し、かつ証拠を提示する合理的機会を与えること等を確保する (16.2 条 1)。各締約国は競争法令に係る審査又は捜査を行うに際し従うべき手続を書面により採用し、又は維持する (16.2 条 2) *。各締約国は競争法令違反の疑い等に関する執行手続において適用される手続及び証拠に関する規則を採用し、又は維持する (16.2 条 3)。この規則は、証拠の提出に関する手続を含み、かつ同一手続のすべての当事者に等しく適用する (同)。各締約国は競争法令違反に対する制裁又は是正措置の対象となる者に、裁判所等において、当該制裁又は是正措置に関する再審理 (実体的な又は手続上の誤りに関する再審理を含む。) を求める機会を与える (16.2 条 4)。各締約国は、競争当局に対し、違反の疑いについて、当該当局及びその執行活動の対象となる者の間との合意により自主的に解決する権限を与える (16.2 条 5) *。各締約国は、競争当局が審査又は捜査の過程において入手する事業上の秘密の情報等の保護について定める (16.2 条 8) 等。

C) 私訴に係る権利 (16.3 条) →附 16A (ブルネイ経過規定)

* かわしま ふじお / 神戸大学大学院法学研究科教授

* = 「2. 解説・コメント」の対象となる条文・記述。

競争法令の違反により自己の事業又は財産に対する損害を受けた者が、裁判所等に対し、差止、金銭賠償その他の救済を求める権利（私訴に係る権利）（16.3 条 1 に定義）のうち、各締約国は独自に行使される私訴に係る権利（民法 709 条訴訟型の権利）を規定する法令等を採用し、又は維持すべきである（should）（16.3 条 2）。各締約国が上記の独自に行使される権利を採用せず、又は維持しない場合には、競争法令により損害を受けた者に対し、競争当局に対し競争法令の違反の疑いに関する審査又は捜査を開始するよう要請する権利及び競争当局による違反認定後に裁判所等に救済を求める権利（独禁法 25 条訴訟型の権利）を定める法令等を採用し、又は維持する（16.3 条 3）。上記の権利は、他の締約国の者が自国の者に与えられる条件よりも不利でない条件で行使することができることを確保する（16.3 条 4）等。

D) 協力（16.4 条）*

締約国は、適当な場合には、競争法令の執行に関する問題について協力（通報、協議及び情報交換を含む。）等を行う（16.4 条 1）。締約国の競争当局は他の締約国の競争当局との間で、協力に関する取決め又は合意を行うことを検討することができる（16.4 条 2）等。

E) 技術協力（16.5 条）

締約国は、利用可能な資源の範囲内で、相互に合意する技術協力（助言又は訓練の提供、新法令の実施する締約国に対する支援等を含む。）を行うことを検討する。

F) 消費者の保護（16.6 条）*

各締約国は、消費者の保護に関する法律その他詐欺的又は欺まんな商業活動（16.6 条 2 に定義）を禁止する法令（注 7 民事又は刑事のものとする）を制定し、又は維持する（16.6 条 3）。各締約国は、適当な場合には、詐欺的又は欺まんな商業活動に関して相互に関心を有する事項について協力及び調整を促進する（16.6 条 5）等。

G) 透明性（16.7 条）

締約国は、他の締約国からの要請があった場合には、自国の競争法令の執行に関する政策及び実務、自国の競争法令の適用除外及び免除に関する公開情報を、当該要請を行った他の締約国に対し、利用可能なものとする（16.7 条 3）。各締約国は、自国の競争法令の違反を認定する最終的な決定が書面によって行われること並びに刑事事件でない場合には当該決定にその基礎となった事実認定及び論拠（法的分析及び適当な場合には経済的分析を含む）を記載することを確保する（16.7 条 4）。各締約国は、最終的な決定及び当該決定を実施する命令を公表すること等を確保する（16.7 条 5）等。

H) 協議及び紛争解決の不適用 (16.8 条及び 16.9 条) *

締約国は、他の締約国からの要請があった場合には、本章の規定の下で生ずる特定の問題に対処する等のため、要請国と協議する (16.8 条)。他方、本章に第 28 章の紛争解決を適用しない (16.9 条)。

D) ブルネイに関する経過措置 (附 16A)

本協定発効時点においてブルネイが競争法令も競争当局も有していない場合、16.2 条、16.3 条及び 16.4 条は協定発効後 10 年間適用しない (附 16A.1)。10 年間の満了前に競争当局を設置した場合、上記の各条は設置日から適用する (附 16A.2) 等。

2. 保険等の非関税措置に関する日米並行交渉に係る書簡 (競争政策)

A) 平成 25 年改正独占禁止法

両国政府は、日本の平成 25 年の改正独占禁止法 (平成 27 年 4 月 1 日施行) が、違反行為に対する公正取引委員会の命令についての行政上の審判を廃止し、同命令についての取消訴訟に関する第一審管轄を東京地方裁判所とする等により、同法の執行における手続の公正な実施及び透明性を更に強化することに貢献することを確認した (1)。

B) [「独占禁止法審査手続についての懇談会」報告書 \(平成 26 年 12 月 24 日\)](#) への対応等

両国政府は、「独占禁止法審査手続についての懇談会」報告書が、場合により、審査手続を指針等に明記するよう提言したことを考慮に入れ、公正取引委員会は指針の作成の最終段階にあること等を確認した (2) *。

3. 自動車の流通に関する日本側書簡

本解説「2.3 自動車の市場アクセスに関する合意」参照。

II. 解説・コメント

《交渉経緯》 第 16 章・競争政策章は、最終的に第 17 章となった国有企業等に関する規律案を別章扱いとした結果、TPP 交渉の比較的早い段階 (2014 年 2 月頃) で既に合意に達していたとされる¹。

《紛争解決手続》 16.8 条に締約国間の協議手続が置かれているが、本章は TPP 紛争解

¹ 川島富士雄「オーストラリアにおける競争中立性規律—TPP 国有企業規律交渉への示唆—」独立行政法人経済産業研究所ディスカッションペーパー、15-J-026 (2015)、12 頁参照。

決手続（第 28 章）の適用を受けない（16.9 条）。これは、日本締結各 EPA の競争章がいずれも紛争解決手続の適用を受けないことと整合的な取り扱いである（例えば、[日印 EPA 第 122 条](#)、[日蒙 EPA 第 11.6 条](#)、[日豪 EPA 第 15.9 条](#)等）。

《16.1 条 3 の無差別原則》 「国籍に基づく差別」を禁止するもので、これは最恵国待遇原則（外外差別の禁止）及び内国民待遇原則（内外差別の禁止）の双方を含むと考えられる。

《日本締結各 EPA の競争章との比較》 TPP16.2 条は、執行手続の公正な実施に関し、とりわけ違反被疑行為者の防御の機会等に関し、日本が締結した各 EPA の競争章より詳細な規定を置いている²。同規定は、国際競争ネットワーク (ICN) や経済協力開発機構 (OECD) における成果を参照しているとされる³。また、日本の EPA のほとんどでは、消費者保護法令やそれに関する協力に触れていないが⁴、TPP16.6 条が消費者保護法令の制定・維持を義務付け、それに関する協力について規定しているのは、新しい点といえる。さらに、日本の EPA で、私訴に関する権利に触れたものはなく、この点も新規性がある。

他方、各 EPA 競争章及び同実施取極や執行協力協定とは異なり、協力の詳しい内容（例えば、情報交換の手順、消極的礼讓、積極的礼讓等）等について踏み込んでおらず、その詳細化は二国間の執行協力協定等に委譲するスタイルを取っている。これは TPP 締約国間で競争法執行経験に関し、大きな格差があることを反映していると考えられる。

《国内法上の対応》 16.2 条 5 の確約手続を義務付ける規定を受け、日本の独占禁止法改正の検討を要するとされていた⁵。なお、EU 競争法型の確約手続等の導入については、上記 I. 2. B) で前出の「[独占禁止法審査手続についての懇談会報告書](#)」が今後の課題として挙げていた⁶。公正取引委員会の中島秀夫事務総長は、平成 27 年 11 月 11 日定例記者会見で、同規定を受け、公正取引委員会内で独占禁止法の改正に向けた検討を行っていることを明らかにした⁷。同事務総長は、確約手続制度が、「競争上の問題の早期是正、当局と事業者が協調的に事件処理を行う領域の拡大によりまして、独占禁止法の効果的、効率的な執行に

² 一般的に手続の公正な実施を義務付ける例として、[日墨 EPA 第 134 条](#)、[日チリ EPA 第 169 条](#)、[日タイ EPA 第 150 条](#)、[日インドネシア EPA 第 129 条](#)、[日比 EPA 第 135 条 1 項](#)、[日スイス 第 103 条 2 項](#)、日印第 120 条、日蒙 EPA 第 11.4 条。

³ R. Michael Gadbow, “Competition Policy,” in [Jeffrey J. Schott and Cathleen Cimino-Isaacs, eds., *Assessing the Trans-Pacific Partnership Volume 2: Innovations in Trading Rules*, PIIE Briefing 16-4, 2016](#), p.86 (referring to [ICN Guidance on Investigative Process, International Competition Network, 2015](#), and [Procedural Fairness and Transparency: Key Points, OECD Competition Committee, 2012](#)).

⁴ 例外として、同協力に触れる日豪 EPA 第 15.6 条。

⁵ [内閣官房 TPP 政府対策本部「TPP 協定締結に伴い法律改正の検討を要する事項」\(平成 27 年 11 月 5 日\)](#) 参照。

⁶ 同上、37 頁（確約手続の定義については同注 16）。

⁷ [公正取引委員会ウェブサイト「平成 27 年 11 月 11 日付 事務総長定例会見記録」](#) 参照。

資するもの」と積極的に評価した。

実際に、独占禁止法違反の疑いについて、公正取引委員会と事業者との間の合意により解決する仕組み（確約手続）を導入するため、平成 27 年 3 月 8 日国会提出の「[環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律案](#)」第 1 条（独占禁止法の一部改正）は、新たに第 48 条の 2～第 48 条の 9 の条文を追加することにより、主に次のような排除措置計画に関する規定を盛り込む法改正を提案している。

① 公正取引委員会による通知（第 48 条の 2）

公正取引委員会は、独占禁止法第 3 条、第 19 条等の規定に違反する事実があると思料する場合において、その疑いの理由となった行為について、公正かつ自由な競争の促進を図る上で必要があると認めるときは、当該行為をしている者に対し、ア．行為の概要、イ．違反する疑いのある法令の条項、ウ．②の申請をすることができる旨、を書面により通知することができる。（中略）

② 排除措置計画の申請（第 48 条の 3 第 1～2 項）

前条の被通知者は、被疑行為を排除するために必要な措置を自ら策定し、実施しようとするときは、その実施しようとする措置（排除措置）に関する計画（排除措置計画。排除措置の内容、実施期限等を含む。）を作成し、①の通知日から 60 日以内に公正取引委員会に提出して、その認定を申請することができる。

③ 公正取引委員会による認定（第 48 条の 3 第 3 項）

公正取引委員会は、②の申請があつた場合において、その排除措置計画が、ア．被疑行為を排除するために十分であり、かつ、イ．確実に実施される見込みがあると認めるときは、その認定をするものとする。

④ 排除措置命令及び課徴金納付命令の不適用（第 48 条の 4）

排除措置命令及び課徴金納付命令は、③の認定に係る被疑行為及び排除措置に係る行為については、適用しない。

⑤ 認定の取消し（第 48 条の 5）

排除措置が未実施と認めるとき、又は虚偽若しくは不正の事実に基づいて③の認定を受けたことが判明したときは、公正取引委員会は、認定を取り消さなければならない。認定取消後は、通常の排除措置命令及び課徴金納付命令の手続に移行する⁸。

なお、①の通知の対象には、文言上、第 3 条後段違反被疑行為も含まれるが、「価格カルテル・入札談合等は対象外」と説明される⁹。これは、公正取引委員会による「公正かつ自由な競争の促進を図る上で必要があると認める」裁量の行使として、価格カルテル・入札談合等は、①の通知の対象外とする方針と理解することができる¹⁰。

⁸ 内閣官房「[環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律案の概要](#)」（平成 28 年 3 月）8 頁。

⁹ 同上。

¹⁰ この点について、公正取引委員会事務総長は、「具体的にどのような違法行為の類型について、どのような場

以上の改正は、TPP 協定が日本について効力を発する日から施行する(法案附則第1条)。つまり、TPP 協定が発効しない場合は、同改正は施行されないこととなる¹¹。

さらに、公正取引委員会は、平成 27 年 12 月 24 日、上記 2.B)の日米書簡で「作成の最終段階にある」とされていた[「独占禁止法審査手続に関する指針」を公表](#)した。この点は、16.2 条 2 の調査処理手続の文書化義務に従った動きと考えられる。

III. 備考および更新情報

ver.2 : II. 解説・コメントの《国内法上の対応》に TPP 協定実施法案の情報を盛り込んだ、同《紛争解決手続》及び《日本締結各 EPA の競争章との比較》を、EPA 規定の具体例とリンクを補足する等、拡充したほか、若干の表現の修正を行った。

合に適用するかという、いわゆる実施方針等の細則、詳細はガイドライン等に委ねるとするのが合理的、効率的だと思う」と述べている(平成 28 年 3 月 9 日付事務総長定例会見記録)。

¹¹ 以上の法案の紹介・解説として、柿沼重志「[確約手続を導入するための独占禁止法の改正— TPP を契機とした『国際標準』の競争法への歩み 一](#)」立法と調査 376 号(2016) 47-56 頁。